

学校法人東京農業大学の求職者等に対する セクシュアルハラスメントの防止について

2026 年 10 月 1 日

学校法人東京農業大学（以下、「本法人」という。）では、本法人が設置する各学校（大学、高等学校、中学校・中等部、小学校）の採用活動に応募する求職者の皆様、採用説明会やインターンシップ等に参加する皆様、ならびに教育実習その他の実習・体験活動を受ける皆様（以下、「求職者等」という。）が、公正、安全で快適な環境のもとで活動できるよう、教職員によるハラスメント行為を一切禁止しています。

法令の改正に基づき、求職活動や実習が適正に行われるためのルール、およびハラスメントに関する相談窓口を以下の通り定めていますので、必ずご一読いただき、遵守してください。

1. 求職活動等に関する遵守ルール

閉鎖的な場面でのトラブルを防止するため、教職員が守るべき事項として、以下の通り面談ややり取りのルールを明確化します

面談時間および場所の制限

- ・ 原則として、各設置学校の就業時間内（おおむね 8 時 30 分～17 時 00 分まで）に実施します。
- ・ 面接・面談は、あらかじめ指定された学内の会議室またはオンラインで実施します。学外の飲食店その他私的な場所での実施は行いません。
- ・ いかなる選考・面談プロセスにおいても、複数名（2 名以上）で対応することとし、密室となる場所で一対一となることを避けます。

連絡・コミュニケーションツールの指定

- ・ 採用活動や実習に関する連絡は、原則として教職員が業務で使用するメールアドレス、電話または本法人が契約をしている採用サイト上でのみ行います。
- ・ 個人の SNS（LINE、Instagram 等）のアカウント交換や、私的なメッセージのやり取り、オンラインを介した私的な通話は一切禁止します。

私的な交流の禁止

- ・採用選考期間中および実習期間中において、教職員が求職者等を私的な飲食、デート、イベント等に誘う行為、およびそれに類する一切の個人的な交流を禁止します。

未成年の求職者等への配慮

- ・求職者等が未成年である場合は、上記のルールをより厳格に運用するとともに、必要に応じて保護者または在学する学校等と連携して対応します。

求職者等の皆様へ

- ・上記のルールと異なる連絡、誘い、要求等を教職員から受けた場合、これに応じる必要は一切ありません。下記3の相談窓口までご連絡ください。

2. 禁止されるセクシュアルハラスメントの具体例

以下のような、相手方の意に反する性的な言動や、求職活動・実習の意欲を低下させる行為は一切許されません。相手方の性別を問わず、同性に対して行われるものも含めて禁止します。

- ・職務上の地位等を背景とした性的な要求・誘い

採否、勤務条件、研究費や研究環境の優遇等を条件（又は見返り）として、性的な関係を求め、若しくはこれを示唆し、又は私的な食事・交際に誘うこと。

- ・選考に不要な私生活・属性に関する質問

面接、控室での歓談、実習の指導場面等において、交際相手の有無、配偶者の有無、結婚・出産の予定、家庭の状況、性的指向、ジェンダーアイデンティティ等について質問すること。

- ・能力・適性と無関係な容姿等への言及

求職者等の容姿、服装、身体的特徴に関して、性的なからかい又は評価を行うこと。

- ・性的な発言・冗談等

性的な冗談、からかい、性的な事実関係に関する質問、性的な内容の情報（うわさ）の流布を行うこと。

- ・不必要な身体的接触

- ・採用面接・選考における高圧的な言動や、他社への就職活動を不当に妨害する行為

- ・その他、面談や連絡において求職者等に過度の不快感又は不安を与える一切の言動

3. 相談窓口のご案内

本法人の採用選考等（各設置学校で実施する実習を含む）に際し、不適切な言動を受け、又は不安を感じた場合は、速やかに以下のメールアドレスにご連絡ください。求職者等からの相談は、設置学校を問わず、以下の窓口に一本化して受け付けます。

窓口名称	学校法人東京農業大学 ハラスメント相談窓口
担当部署	法人本部 総務・人事部総務課
所在地	〒156-8502 東京都世田谷区桜丘 1-1-1
メールアドレス	soumubu@nodai.ac.jp

- ・ 相談の申出があった時は、事実関係を迅速かつ正確に確認します。
- ・ 求職者等セクハラが生じた事実が確認できた場合は、被害を受けた求職者等に対する必要な配慮のための措置及び行為者に対する措置を適正に行います。
- ・ 事実確認の結果にかかわらず、改めて本方針を周知・啓発するなど、再発防止に向けた措置を講じます。

プライバシー保護および不利益取扱い禁止

- ・ プライバシーの保護：相談者や関係者のプライバシーは厳格に守られます。相談窓口の担当者や事案に関わる委員には厳重な守秘義務が課されています。
- ・ 不利益取扱いの禁止：ハラスメントの相談・申立を行ったこと、あるいは調査に協力したことを理由に、採用選考や実習の評価において事実上の不利益な取扱いを受けることは一切ありません。

本ルール の適用範囲

学校法人東京農業大学法人本部、東京農業大学、東京情報大学、
東京農業大学第一高等学校・中等部、東京農業大学第二高等学校・中等部、
東京農業大学第三高等学校・附属中学校、東京農業大学稲花小学校